

団体信用生命保険3大疾病保障特約の
3大疾病保険金の支払に関する特則条項

アクサ生命保険株式会社

団体信用生命保険 3 大疾病保障特約の 3 大疾病保険金の支払に関する特則条項

(特則の適用)

第 1 条 この特則は、団体信用生命保険契約に団体信用生命保険 3 大疾病保障特約（以下「3 大疾病保障特約」といいます。）が付加される際または付加された後、保険契約者の申出によって、当会社の承諾を得て適用します。

(3 大疾病保険金の支払)

第 2 条 この特則を適用する場合、3 大疾病保障特約第 10 条（3 大疾病保険金の支払）第 1 項第 2 号を次のとおり読み替えます。

2. この特約の被保険者が、その被保険者の特約の責任開始日以後の疾病を原因として、協議により定めたその被保険者についてのこの特約の保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき

- (1) 別表に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
- (2) 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、別表 2 に定める病院または診療所において別表 3 に定める手術を受けたとき
- (3) 別表に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき
- (4) 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、別表 2 に定める病院または診療所において別表 3 に定める手術を受けたとき

(特則の解約)

第 3 条 保険契約者は、この特則のみの解約はできません。

<別表 2 >

病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。

- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

<別表 3 >

手術

急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

- | |
|-------------------|
| ① 開頭術 |
| ② 開胸術 |
| ③ ファイバースコープ手術 |
| ④ 血管・バスケットカテーテル手術 |

